

共感名刺代理店規約（正版）

共感名刺代理店規約（以下「本規約」という。）は、日本ハグズ株式会社（以下「当社」という。）が提供する共感名刺サービス「共感名刺」（以下「本サービス」という。）の販売業務（以下「本件業務」という。）を委託することに関し、当社と代理店登録申込者との間の契約関係（以下「本契約」という。）を定めるものです。本規約に同意の上、代理店登録の申込を行い、当社が登録を承認した個人または法人を「代理店」と称します。本サービスの範囲は、名刺に記載する QR コードおよび WEB ページの管理運用とします。

第 1 条（契約の目的）

当社は、代理店に対し、以下の業務を委託し、代理店はこれを受託します。

- 1.本サービスの販売業務
- 2.当社・顧客間の本サービスの利用契約（以下「本利用契約」という。）の更新・保全に関する業務
- 3.前各号のほか、当社が必要と認めた業務
- 4.秘匿事項の遵守

第 2 条（販売価格・販売方法等）

- 1.代理店は、本件業務の履行として本サービスを顧客に販売する際、当社が指定する販売価格に従うものとします。ただし、当社が事前に承認した場合、この限りではありません。
- 2.前項に加え、顧客への本サービスの販売に際して、当社から販売方法等に関する指示があった場合、代理店はその指示を遵守するものとします。
3. 当社の定めるサービス以外の説明を行った場合、当社はその内容について一切の責任を負わず、代理店が全責任を負うものとします。

第 3 条（代理店の業務）

代理店は、以下の業務を行うことができます。

- 1.本サービスの販売業務（販売とは契約業務、個人プロフィール制作に関する書類作成サポート業務を言います。）
- 2.契約の継続サポートに関する業務
3. 代理店紹介業務
- 4.コンサルティング、研修会開催、文章作成受託

第 4 条（手数料）（税抜き）

- 1.各代理店の費用と支払われる手数料

（1）費用

- ・登録料：5,000 円
- ・個人専用ホームページ作成費用 4,980 円
- ・継続費用：年間 5,000 円の継続手数料が必要

（2）支払われる手数料

- ・募集手数料
- ・継続手数料
- ・代理店紹介手数料
- ・代理店育成手数料

2.代理店に支払われる手数料は以下の通りです。

（1）代理店

- ・募集手数料（1 年目・2 年目）

代理店の顧客と当社との間で本利用契約が締結された場合、1 件につき、顧客が支払う本サービスの月額利用料（以下「本利用料」）の 12 か月分のうち 4 か月分を 1 年目と 2 年目に支払います。ただし、直前 6 か月間に本利用料の入金がない場合、手数料は支払われません。

- ・継続手数料（3 年目以降）

契約締結後、3 年目以降は 1 年ごとに、直前 12 か月間に本利用料の入金がある場合、本利用料の 1 か月分を支払います。ただし、代理店資格を失った場合は継続手数料の支払いはありません。

- ・代理店育成手数料

代理店（一次代理店）が紹介した代理店（二次代理店）が継続手数料を受給する場合、継続手数料と同額を育成手数料として代理店に支払います。二次代理店がさらに別の代理店（次の代理店）を紹介した場合、その紹介者は二次代理店とし、育成手数料の支払いは一次代理店に連鎖しません。

- ・代理店紹介手数料

当社に代理店を紹介した場合、1 名または 1 社につき 10,000 円を支払います。

3.利用料が改定された場合

・手数料は、本サービスの料金が改定された月が属する年度（4 月～3 月）の翌年度から適用されるものとします。

・したがって、改定月の属する年度内は旧料金を算定の基準とし、翌年度から新料金が適用される。

- ・その他の適用条件については、別途通知するものとします。

4. 新規募集契約の定義

本サービスを過去に契約していた契約者が再契約する場合、これを新規募集とはみなしません。

新規募集とは、過去に本サービスと契約したことがない顧客による新たな契約を指すものとします。

その他の詳細な条件については、当社が別途定めるものとする。

第 5 条（手数料の支払時期）

1.代理店への手数料の支払時期

(1) 募集手数料（1年目）

- ・本利用契約締結後、顧客から1か月分の本利用料が当社に入金された月の翌月末までに、本利用料の2か月分を支払う
- ・顧客から12か月分の本利用料が入金された月の翌月末までに残りの2か月分を支払います。

(2) 募集手数料（2年目）

- ・1年分を2回に分けて支払い、6か月分の利用料が入金された月の翌月末までに、本利用料の2か月分を支払います。

(3) 継続募集手数料（3年目以降）

- ・代理店が募集した契約のうち、契約開始から2年が経過し、1年分の利用料が支払われた契約を対象とします。
- ・3年目以降、毎年3月末に、対象契約の利用料1か月分を支払います。

(4) 代理店育成手数料

- ・自分が紹介した代理店が継続手数料を受給するとき、継続手数料と同額を、毎年3月末に支払います。

(5) 代理店紹介手数料

- ・紹介された代理店が初回契約を締結し、その利用料が入金された場合、当社は入金月の翌々月末までに5,000円の手数料を支払い、12か月経過後、13月目月末までに5,000円の手数料を支払います。

第6条（代理店資格・存続基準）

(1) 法人代理店の取り決め

- ・法人が代理店として登録された場合、当該法人の社員（雇用関係にある者）を代理店として再募集・再登録することはできません。

※代理店登録は1法人単位での契約となります。

- ・法人が本サービスを通じて複数名の個人ホームページを使用する場合、その使用人数に応じて1名につき月額498円（税抜き）の利用料が追加で発生します。

(2) 法人成り

個人代理店が法人成りし、契約等を法人に引き継ぐことができます。任意団体などの法人格のない団体への権利の引継ぎは認められません。

(3) 存続基準

- ・代理店は、直前1年間に1件以上の新規募集（過去に当社と契約したことがない顧客からの募集を指す）がない場合、代理店の資格を継続できません。
- ・直前1年間とは、該当年度3月の契約成立分から翌年の2月の成立分を指します。
- ・毎年3月1日時点で代理店資格を失っている場合、その年度

の継続手数料、育成手数料を受け取ることができません。

- ・その他の詳細な条件については別途定めます。

(2) 再昇格基準

- ・代理店から降格した場合、降格した年度から3年間は、直前1年間に1件以上の新規募集があれば、代理店に再昇格できる。
- ・再昇格した場合、再昇格した月の属する年度の継続募集手数料と育成手数料を受け取ることが可能です。
- ・降格していた年度分の受け取り権利については、遡ることはできません。
- ・その他の詳細な条件については別途定めます。

第7条（代理店登録）

代理店登録時に提出する書類は、以下のとおりとします。

- 1.代理店加盟申込書
- 2.銀行振替用紙
- 3.代理店重要事項確認書

第8条（初回アカウント作成費および維持費）

(1) 代理店

1. 初回登録料：5,000円

- ・支払時期：登録後3ヶ月以内に銀行振り込みまたは銀行引き落とし、またはクレジット決済で支払うものとします。

- 2.代理店用のアカウントおよびホームページ作成費用：4,980円

- 3.継続費：年額5,000円

- ・支払時期：登録月の翌年12月末を初回とし、以降毎年12月末に銀行引き落としで支払うものとします。

第9条（研修）

- ・代理店は、本件業務を履行するにあたり、当社が指定する研修を受ける義務があります。

第10条（報告義務）

1. 業務履行状況の報告

- ・代理店は、本件業務の履行状況について、当社からの請求があった場合、指定された期間内に書面で報告するものとします。

2. 販売時の通知義務

- ・代理店は、顧客に本サービスを販売した際、直ちに以下の事項を当社に通知するものとします。

- 1.顧客の会社名、所在地、連絡先

- 2.本サービスの納入希望日

- 3.代理店は、顧客から本サービスに関する瑕疵やその他の通知を受けた場合、速やかにその内容を当社に通知するものとします。

第 11 条（資料等の提供および商標等の使用許諾）

1. 資料提供および商標使用許諾
 - ・当社は、代理店に対し、本件業務の履行に必要な情報や販売資料・パンフレット等は無償または有償で提供し、当社の商標等の使用を許諾します。ただし、商標の使用に関しては、別途定める使用規程を遵守するものとします。

2. 代理店に付与されるもの

1. 代理店アカウント 1アカウント
- 2 代理店キット一式
- 3 追加資料は、別途定める料金が必要です。

3. 独自制作物の禁止

- ・代理店は、本件業務の履行において、独自のウェブサイトやパンフレット、資料等を作成・使用することを禁止します。
- ・ただし、当社が特別に許諾した場合は、この限りではありません。

4. 名刺情報の取り扱いについて

(1) 利用者の責任

- ・本サービスは、利用者自身が掲載する内容を十分に理解した上で使用するものとし、WEB上に記載される内容に関する責任は利用者に帰属するものとします。

・当社は、利用者が提供した情報の正確性・適法性について保証しない。

・不適切な内容が含まれる場合、当社は必要に応じて削除または修正を求めることができるものとします。

第 12 条（費用負担）

- ・本件業務を履行するために必要な交通費、旅費、通信費、接待交際費その他販売に係る諸費用は、代理店の負担とします。

第 13 条（善管注意義務）

- ・代理店は、当社の指示に従い、**善良な管理者の注意義務（善管注意義務）をもって、誠実かつ積極的に本件業務を遂行するものとします。

また、以下の行為を一切行ってはなりません：

- 虚偽または誇張を含む説明行為、当社の信用を毀損する行為
- 本サービスの社会的信頼を損なう行為、その他、一般的に不誠実または不適切とされる行為、さらに、第 18 条第 11 号に定める「反社会的勢力」に対して、本サービスを販売・紹介・提供することを固く禁止します。

第 14 条（競業禁止義務）

- ・代理店は、当社の事前承諾なく、本サービスと類似または競合するサービスの販売や販売委託などの活動を行ってはなりません。

第 15 条（第三者に対する損害）

- ・代理店は、本件業務の履行に関連して第三者の生命、身体、財産などに損害を与えた場合、その事由の如何を問わず、すべて自己の責任と費用において処理解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。

第 16 条（秘密保持）

- ・代理店は、本件業務の履行により知り得た当社または本サービスに関する秘密を、第三者に漏洩してはなりません。

第 17 条（権利義務の譲渡等の禁止）

- ・代理店は、本契約に基づく当社への一切の権利義務を、第三者に譲渡、担保の目的に供する、または再委託することはできません。また、これらの権利義務は相続の対象とはなりません。ただし、事前に当社の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

第 18 条（解除・権利の失効）

代理店が以下のいずれかに該当した場合、催告を要することなく本契約の全部または一部を解除することができます。

1. 支払停止、支払不能の状態に陥った場合、または不渡り処分を受けた場合
2. 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、または滞納処分を受けた場合
3. 破産手続開始、再生手続開始の申立てを受けた場合、または自ら申し立てた場合
4. 財産状態が悪化した場合、またはそのおそれがあると認められる客観的な事情が発生した場合
- 5 代理店登録者本人が死亡した場合、
- 6 代理店が登録料または年会費の支払いを怠り、当社が催告したにもかかわらず、2ヶ月以内に支払いを行わない場合
7. 過去 2 年間、1 件の募集もない場合
8. 上記に該当しない場合でも、本規約に違反した場合
9. 代理店が廃業した場合
10. 代理店口座の喪失 や その他の理由 により、代理店手数料の支払いができなくなった場合、最後の振り込みから 12 か月が経過した時点で手数料の受給資格は失効 し、失効後は、未払いの手数料の請求はできないものとします。
11. 代理店またはユーザーが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」）であると判明した場合、または過去に関与していた場合、もしくは反社会的勢力との関係があると当社が合理的に判断した場合。
12. 社会通念上著しく不適切な言動または行為、公共の秩序や

社会倫理に反する行為を行った場合、またはそのおそれがあると当社が合理的に判断した場合。

第 19 競業禁止義務)

代理店（またはユーザー）は、契約期間中および契約終了後 1 年間にわたり、当社の事前の書面による承諾なく、以下の行為を行ってはなりません。

- ・サービスと同一または類似する内容のサービスを自ら提供すること
- ・三者に対して、本サービスと競合するサービスの提供や販売の委託を受けること
- ・社の既存顧客または他の代理店に対して、競合サービスへの誘導、乗り換えの勧誘を行うこと
- ・補足条項（違反時の対応）

上記の規定に違反した場合、当社は契約を即時解除できるものとし、当社に損害が生じた場合は、代理店はその賠償責任を負うものとし

第 20 期間内解約)

・本契約の有効期間中であっても、当社は代理店に対し、2 か月以上の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができ、当該予告期間の経過をもって本契約は終了するものとします。

第 21 (有効期間)

- ・本契約の有効期間は、本契約締結の日から、本契約締結後 5 年を経過する日以後最初に到来する 12 月 31 日までとします。
- ・ただし、期間満了の 2 か月前までに当社または代理店のいずれからも特段の意思表示がない場合、本契約は 1 年間同一条件で自動更新され、その後も同様とします。

第 22 (契約終了時の措置)

1. 本契約が終了した場合、代理店は、下記の措置を速やかに実施するものとします。
 - ・当社から引渡しを受けた本サービスの販売資料・パンフレット等を速やかに返還し、商標等の使用を即時中止するものとします。また、本件業務に使用した独自の WEB サイトについても速やかに閉鎖するものとします。
2. 以下の手数料については、顧客からの入金がないまま本契約が終了した場合、支払われないものとします。

1.第 4 条第 1 項第 1 号に定める募集手数料

(2) 第 4 条第 1 項第 2 号に定める継続募集手数料

2.代理店が本契約を終了する場合、別の代理店に契約の引継ぎはできません。

第 23 (合意管轄)

・当社及び代理店は、本契約に基づく係争について、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第 24 (残存条項)

本契約が終了した場合であっても、次の各条項は引き続き有効とします。

第 13 条 (善管注意義務)

第 15 条 (第三者に対する損害)

第 16 条 (秘密保持)

第 17 条 (権利義務の譲渡等の禁止)

第 25 (規定外事項)

本契約に規定のない事項や、本契約条項の解釈について疑義が生じた場合は、当社及び代理店は、別途協議の上、解決するものとし

第 26 (附則)

本契約は、2025 年 1 月 1 日から施行します。

付則 紹介パートナーの紹介手数料規定

共感名刺の利用者が、他の利用者を紹介し契約が成立した時、次の手当てを支払います。

(1) 紹介手数料

- ・本利用契約締結後、顧客から 1 か月分の本利用料が当社に入金された月の翌月末までに、本利用料の 1 か月分を支払う
- ・顧客から 12 か月分の本利用料が入金された月の翌月末までに残りの 1 か月分を支払います。

令和 7 年 6 月 9 日 (2025 年)